大正区地域福祉推進会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大正区地域福祉推進会議開催要綱第6条第2項に基づき大正区地域福祉推進会議 (以下「推進会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第2条 傍聴を認める定員は10名とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、 区役所担当者の指示を受けて会場に入場するものとする。
- 3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第3条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。
- (1)はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3)飲食又は喫煙をしないこと
- (4)携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5)写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6)会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しない こと
- (7)前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、その者を 退場させることができる。

(雑則)

第5条 この要領に定めのない事項については、会議の庶務が定める。

附則

1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。